

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

平成22年度

佐久広域連合職員採用試験

試験区分・職種・採用予定人員

- ・初級一般事務職員 若干名
- ・初級介護職員 若干名
- ・初・中級消防職員、ともに若干名

受験資格

平成22年8月1日現在、佐久地域広域市町村圏内(小諸市、佐久市、南・北佐久郡)に住居登録をしてあり、将来にわたって佐久地域広域市町村圏内に住居を定める予定の方。

一般事務職員

(初級)昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、高等学校程度の学力を有する方。

介護職員

(初級)昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、高等学校程度の学力を有する方。

消防職員

(初級)昭和60年4月2日か

平成22年度

佐久水道企業団職員採用試験

試験区分・採用予定人員

上級行政 若干名

受験資格

住民登録が企業団組織市町にしてあり(就学、就職など)のために他市町村に住む方で、家族が企業団組織市町に居住している方を含む。(昭和60年4月2日から平成元年4月1日まで)に生まれた方のうち、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業または平成23年3月までに卒業見込みの方。

試験日時

10月17日(日)

午前9時試験開始

試験場所

佐久広域連合 会議室

問い合わせ先

○一般事務職員・介護職員関係

佐久広域連合事務局

庶務課庶務係

0267(62)7721

○消防職員関係

佐久広域連合消防本部

総務課庶務係

0267(62)7723

第1次試験日

9月19日(日)

試験場所

佐久水道企業団

試験申込と申込先

試験申込書(企業団指定の様式)、履歴書(企業団指定の

様式)、最終学校(卒業見込み)の学業成績証明書、健康診断書、住民票および受験票の返送用封筒(長形3号・返送先を記入のこと)を添えて、

7月27日(火)から8月17日(火)午後5時までに佐久水道企業団総務課庶務係へ申し込んでください。

※この試験にあたり提出していただいた個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

問い合わせ先

佐久市跡部101

佐久水道企業団総務課庶務係

0267(62)1290

8月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

町県民税 (2期分)

国民健康保険税 (3期分)

後期高齢者医療保険料 (2期分)

介護保険料 (2期分)

保育料 (8月分)

町営住宅使用料 (8月分)

上水道使用料 (8月期分)

大口7月使用分、一般6・7月分

下水道使用料 (8月期分)

大口7月使用分、一般6・7月分 町営水道区域
大口7月使用分、一般4・5月分 佐久水道区域

農集排使用料 (8月期分)

4・5月使用分

個別排水使用料 (8月期分)

6・7月使用分

納期限



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費受給者証が8月1日に更新となります。毎年前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

中学生の世帯には所得制限がありますので、該当しない場合があります。また、平成21年分所得を未申告の方への受給者証の交付は、所得の確認後となります。

福祉医療制度とは：
医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。次の方が申請対象となりますので申請をされていない方は手続きをお願いします。県内の障害者自立支援法対象施設に住所を移して入所・入院されている方は、入所・入院する前に居住していた市町村から福祉医療費受給者証の交付を受けることとなります。手続きは入所・入院している施設を通して行ってください。

問い合わせ先
保健福祉課福祉係

(32)6522

福祉医療対象一覧

対象者	所得制限	
	本人	配偶者・扶養義務者等
子ども	0歳～小学6年生	なし
	中学1～3年生	父母の所得税額の合計が15万3千円未満該当。
障がい者	身体障害者手帳1～4級	特別障害者手当準拠
	療育手帳A1～B1	
	精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、精神障がい障害基礎年金を受給されている方	
母子・父子家庭	65歳以上国民年金法施行別表該当者 *身体や精神に一定以上の障がいがある方	特別障害者手当準拠
	配偶者のない方で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している方	
	同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	
母子・父子家庭	父母のいない18歳未満(高等学校卒業まで)の児童	児童扶養手当準拠

* 1 医療機関あたり 500 円の自己負担が発生します。また、高額療養費や入院時の食事療養費などは該当になりません。

ご協力をお願い 老老世帯 実態調査

町保健福祉課では、8月から老老世帯(65歳以上の方)のみの世帯。平成22年1月1日現在)の実態調査を行います。

この調査は、本格的な高齢社会に備え、老老世帯の実態を把握して、町の高齢者施策に反映させるためのものです。また、実態調査終了後、台帳整備を行い、安否確認、緊急時の対応、相談・支援体制の整備を行っていく予定です。

調査方法は、町職員が対象世帯を訪問し、簡単な聞き取り調査を実施します。町職員(身分証明書を携行しています)がお宅に伺いましたら、ご多忙中恐れ入りますが、ご協力をお願いいたします。不明な点などありましたら、保健福祉課介護高齢係または、地域包括支援センターまで、お問い合わせください。

問い合わせ先
保健福祉課介護高齢係
地域包括支援センター
(31)2512
(31)2510

(広告欄)

全国のご加入者
1,853万件!
(すべての共済事業の合計/H22年5月末現在)

営利を目的としない助け合いの制度!
共済金のお支払いと割戻金で掛金の約8割をご加入者に還元しています。

長野県民共済
共済取扱団体 / 長野県認可 長野県民共済生活協同組合
共済元受団体 / 厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会 <http://www.kyosai-cc.or.jp/>

生命共済
満18歳～満59歳の健康な方 **総合保障型**

子ども型
0歳～満17歳の健康なお子様

熟年型
満60歳～満69歳までの健康な方

新型火災共済
再取得可能な価格で保証!
新型火災共済

さらにおトクな **割戻金**

平成21年度の割戻率(長野県民共済実績)

総合保障型 26.83%	子ども型 20.07%
熟年型 34.70%	新型火災共済 40.06%

*決算後の剰余金は割戻金として毎年3月末日現在のご加入者対象にお戻ししています。
*割戻金の中から払込掛金の5%相当を出資金に振り替えさせていただきます(子ども型は除く)。この出資金は組合退盟時にお戻しします。

[上田] ☎ **0268-24-3985(代)**
〒386-1104 上田市福田下田9-33 FAX 0268-24-3902

資料請求はホームページからどうぞ。
長野県民共済
www.nagano-kyosai.or.jp/

携帯から ▶ <http://kyo-sai.jp/nagano/> 携帯サイトのQRコード